和泊町教育委員会告示第２号

和泊町立小中学校あり方検討委員会設置要綱を次のように定めた。

令和８年３月 16 日

和泊町教育委員会

和泊町立小中学校あり方検討委員会設置要綱

（設置及び目的）

第１条　本町における児童生徒数の推移を踏まえ、和泊町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の将来を展望した学校のあり方について、幅広い見地から検討し、方向性を見出すため、和泊町立小中学校あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、和泊町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、調査及び検討を行い、教育委員会に答申するものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員 25 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 町内小中学校の保護者の代表

(3) 地域住民の代表（区長会代表等）

(4) 教育関係者の代表

(5) 町内関係団体の代表

(6) その他、教育委員会が適当と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、第２条に規定する答申が完了する日までとする。

２　委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から選出しこれを定める。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否に対し同数のときは、議長の決するところによる。
４　委員長は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
５　会議は公開とする。ただし、委員の申し出があれば、会議に諮り公開しないことができる。
６　会議の会議録は、委員会の承認を得て公開するものとする。
（傍聴）
第７条　会議は、委員長の許可を得て傍聴することができる。ただし、第６条第５項により、秘密会としたときは、この限りでない。
２　委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。
（報償金及び費用弁償）
第８条　委員の報償金は、予算の範囲内において、会議１回につき委員長にあっては 15,000 円、副委員長及び委員にあっては 3,000 円を支給する。
２　委員の費用弁償（旅費）については、和泊町職員の旅費に関する条例（昭和 27 年和泊町条例第 10 号）の規定を準用する。
（守秘義務）
第９条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
（事務局）
第 10 条　委員会の事務局は、和泊町教育委員会事務局に置く。
（委任）
第 11 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。